

湯川村賃借料情報

平成21年12月15日に農地法が改正され、農地法で定められていた標準小作料制度の廃止により、農業委員会が賃借料情報を提供することとされ、平成22年より実施しております。賃借料情報は、実勢賃借料(実際に契約された金額)の平均値、最高値・最低値を公表することとされています。このため、農業委員会では、賃借料を調査し、農地の貸し借りをする場合の目安となるよう、この情報を作成しております。

この情報を令和7年の賃借料の参考として、実際の契約にあたっては、米価の推移や生産費や水利費の負担および農地の形状などを考慮し、貸し手と借り手の両者でよく話し合った上で締結してください。

○令和6年1月から令和6年12月までの1年間の利用権設定の締結(公告)された賃借料情報は以下のとおりです。

田	平均額	最高額	最低額	データ数
10a当り	18,600円	25,000円	10,000円	281件

- * データ数は、集計に用いた筆数です。
- * 「平均額」は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- * 利用権設定期間内であっても、米価や生産費の変動により賃借料の額の変更を請求することができます。

農業委員会の定例会は、毎月15日頃に開催の予定です。

各種申請書の提出期限は下記の通りです。

- ・農地バンクを介した農地の利用権設定 … 毎月20日まで
- ・農地転用に関する申請 … 毎月末日まで
- ・上記以外の申請書の提出 … 毎月5日まで

農業委員会事務局： ☎(0241)27-8870 FAX(0241)27-3761

湯川村農業委員会・湯川村農業労働賃金調整協議会・会津よつば農業協同組合水稻部会湯川支部